

## 9 日頃から顔の見える関係づくりの推進

日頃から顔の見える関係づくりを進めることが孤立を予防することにつながります。高齢者の趣味や特技を活かせる場・機会の創出、子育てグループ等が集える機会の創出、多世代交流の促進など、地域でのつながりのきっかけづくりを支援します。

### (1) 地域住民の顔の見える関係づくり

#### ① 日頃からのつながり

・住民自身が身近なところで行う見守り活動を広げていくために、地域の自治会活動や福祉活動を通じて近隣同士の声掛けやあいさつを行うなどの取組を進め、住民同士が互に関心をもつ風土をつくります。

#### ② 地域行事の参加や居場所づくりによる間接的な見守りの拡大

・地域で行われているさまざまな行事の参加者を増やしていくことで、地域への愛着や関心を高めめます。  
・区役所・区社協・地域ケアプラザは、地域で行われている高齢者のサロンや子育てグループのサロン等の立上げ等、居場所づくりの支援を行い地域住民の交流の場を増やすことで、地域での間接的な見守りの機会を増やします。

#### ③ 地域での取組事例の紹介と共有

・区役所・区社協等は、地域で行っている声かけやサロン等の見守り活動や清掃活動、あいさつ運動等の地域の身近な取組事例を広報よこはま あさひ区版で紹介する等、顔の見える関係づくりの普及に努めます。  
・区役所・区社協・地域ケアプラザは、参考となる見守り事例を紹介するとともに、地域でどのような活動が必要なのかを地域住民と話し合い、地域の見守り体制を協働して構築します。

#### ④ 旭区地域自立支援協議会を通じた地域とのつながりづくり

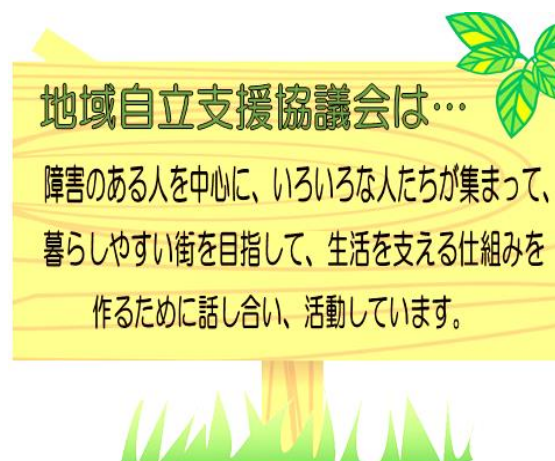
・旭区地域自立支援協議会を通じて、障がいのある方が地域で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのつながりづくりに取り組みます。  
・障がい事業所が、身近な地域ケアプラザを基点に地域住民との顔の見える関係づくりを推進し、障がいのある方と地域住民とのつながりを広げます。

#### (1) ≪地域自立支援協議会≫

障がいのある方やその家族が暮らしやすい地域づくりのために、地域課題の発掘・解決をおこなうことを目的とし、

- ・相談職種支援者による連携づくり、検討会、情報交換の場
- ・当事者交流会の開催
- ・研修会、イベントによる啓発活動

などの協議会活動を行っています。



## 重点取組項目(柱2ーア) 見守り体制の充実、孤立予防

### 10 個別訪問による見守りの状況把握と支援

要援護者への定期訪問、個別訪問時における見守りを通じて個々の状況を把握し、漏れがなく、地域で孤立しない仕組みを構築します。

#### (1) 地域住民による自主的な見守り活動の充実

- ・自治会町内会、地区社協が担当エリアを巡回し、洗濯物が干したままになっていないか、新聞や郵便物が溜まっていないか等、地域住民の異変を見つけ出すための住民による自主的な訪問等の取組を増やします。
- ・単に回覧板を回すだけでなく、回覧板を手渡しする等により、変わったことがないかを確認する声掛けをする取組を増やします。

#### (2) 民生委員、友愛活動員による定期的な訪問の充実

- ・民生委員は、担当エリア内のひとり暮らし高齢者や必要に応じてその他の世帯の訪問を行っています。一方、友愛活動員は老人クラブ加入者を対象にきめ細かい訪問を行っています。今後、75歳以上の高齢者が増大し、見守りを必要とする方が増えることから、民生委員と友愛活動員の役割分担をしつつ、互いに連携して漏れのない見守り体制を構築します。

#### (3) 区役所、地域ケアプラザによる訪問（アウトリーチ）の充実

- ・住民や民生委員だけでは対応が難しい、セルフネグレクトなど地域から孤立し支援を拒否する方には、区役所の保健師・ケースワーカー、地域包括支援センターのスタッフによるアプローチ等、専門職による訪問（アウトリーチ）を進め、課題解決に向けた支援を行います。
- ・あわせて、福祉保健制度のパンフレットを配布し必要に応じて説明する等、福祉保健サービスを必要としている人を必要なサービスに結びつける支援を実施します。

#### (2) 《地域における見守り訪問》

地域では、民生委員、友愛活動員をはじめとした地域住民の皆さまの協力と連携により様々な見守り活動が行われていますが、なかでも、民生委員は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、担当エリア内のひとり暮らし高齢者やその他の世帯の訪問活動を行い、相談に応じその問題の解決のお手伝いをしています。

ひとり暮らし高齢者の孤立を予防し、地域の見守りにつなげられるようにする取組のひとつに、「横浜市ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」があります。

この事業は区役所が、民生委員、地域包括支援センターに対して、ひとり暮らし高齢者の情報を提供することで、誰も知らない高齢者がいないように、支援が必要な人の情報を共有し、相談支援につなげるなど、地域の見守り活動の充実を図るものです。



## 11 見守り支援体制とネットワークの構築

地域での見守り活動に携わっている関係者や業務で居宅を訪問するライフライン事業者、宅配等事業者等がいざというときに連絡を取り合えるように連携しながら地域全体で見守るネットワークを構築します。

### (1) 見守り支援体制の充実（見つける・つなげる・フォローする）

#### ① 高齢者や障がいのある方等、見守りが必要な人を見つける取組

- ・自治会町内会や地区社協、民生委員等は、日頃からの隣近所でのお互いの声かけなどを通じて、見守りが必要な人を見つけ出す取組を広げます。
- ・水道・電気・ガス事業者等のライフライン事業者や新聞・食料品等の配達事業者が、日常的な業務を行う中で地域住民の安否確認を行います。

#### ② 関係機関につなげる取組

- ・区役所は、地域住民やライフライン事業者が異変を察知した場合に速やかに警察や消防、区役所、地域ケアプラザに連絡する体制をつくります。
- ・区役所や地域ケアプラザは、見守りに関するマネジメントを行い、必要な場合は福祉保健サービスを提供します。

#### ③ 関係機関や地域がフォローする取組

- ・福祉保健サービスに結び付けた後も関係機関や自治会町内会、区社協が連携して対象者に継続的な関わりを持ち、見守りやサービスが中断しないようなフォロー体制を構築します。
- ・区役所は、協定を結んでいるライフライン事業者と情報共有を密にし、新たに担い手となり得る事業者の情報の把握、協定締結に向けた働きかけを進め、連携する事業者の数を増やします。
- ・区社協は、様々な先駆的な取組の紹介等を通じて、新聞・商店等の地元の企業と民生委員や地区社協等がつながり連携できるための仕組みづくりを支援します。

### (2) 見守りネットワークの構築

#### ① 関係機関の連携強化

- ・区役所は、自治会町内会、区社協、地域ケアプラザ、関係機関とのネットワークを強化し、地区ごとに地域全体で見守る体制を構築します。
- ・子どもたちを健やかに育む切れ目のない支援を実現するために、保育所や幼稚園、学校、行政等の関係者による要保護児童に関する会議を開催し、情報の共有や支援目標の設定、支援方法、役割分担を検討します。

#### ② 区役所による見守り活動の支援

- ・関係機関と連携をして、サービスに結びついていない人、SOSを出せない人を把握し、地域全体でアプローチする仕組みをつくります。
- ・民生委員等が見守り訪問時に持参できる制度紹介のパンフレットや「屋内用・携帯用あんしんカード」等の訪問支援物品の配布と普及を図ります。

#### ③ 区社協による見守り活動の支援

- ・地域ケアプラザ、民生委員と協働して、班単位などの地域の身近な範囲で支えあいマップを作成し、身近な地域での見守り体制を推進します。

## 12 認知症を正しく理解するための取組

認知症を正しく理解し、本人や家族が住みなれた地域で安心して生活できるような取組を行います。

### (1) 認知症を正しく理解するための普及啓発

#### ① 認知症サポーターの養成

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザは、地域住民が認知症のケアの方法や若年性認知症の対応の仕方を学ぶ等、認知症の理解を深め地域ぐるみで見守り・支援が進むように、地域で認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・区役所・区社協・地域ケアプラザは、認知症サポーターが活動を継続できるように定期的なフォローアップを実施します。
- ・区役所・区社協・地域ケアプラザは、小中学生の福祉教育の一環として認知症サポーター養成講座を実施し、早い時期から認知症を理解し福祉的視点を身に付けるような働きかけを実施します。

#### ② 普及啓発及び支援

- ・区役所・地域ケアプラザは、地域の関係機関や団体等と連携し、アルツハイマー月間に認知症の啓発活動を実施します。
- ・区役所は、認知症に関する理解を深めるために、講演会や映画会等を開催します。
- ・区役所は、認知症についてわかりやすく解説した区独自のガイドブックを地域住民に配布し、認知症に関する様々な情報を提供します。
- ・区役所は、早期診断、早期対応のため、気軽に相談できる「もの忘れ相談」の周知や今後導入予定の認知症初期集中支援チームの取組を進めます。

### (2) 介護をしている家族の支援

- ・地域ケアプラザごとに「家族の集い」（介護をしている人、すでに介護を経験した人たちの集まり）を開催し、介護の苦勞や悩み、介護の方法や情報を共有できる機会を提供するとともに、その活動内容を各地域ケアプラザの広報誌を通じて紹介します。
- ・区役所は、地域ケアプラザ間の「家族の集い」の交流会を企画し、介護者同士が交流し悩みや情報を共有するとともに、介護上の課題について話し合う機会を提供します。
- ・若年性認知症の人や家族の支援について、関係機関で検討し取り組みます。
- ・認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりをしているボランティアグループの支援を行います。

#### (1) ≪認知症とは≫

認知症は誰もがかかる可能性のある脳の病気です。様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害がおこり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）を指します。年齢が高くなるほど発症する可能性が高く、65歳以上から発症する率が上がり、85歳以上では4人に1人が発症すると言われています。また、65歳未満の若い人が発症する若年（性）認知症もあります。若年（性）認知症は、64歳以下で発症し、かつ現在も64歳以下の場合を言います。（横浜市認知症サポーター養成講座テキストより抜粋）

重点取組項目(柱2ーイ) 認知症をみんなで支えるまちづくり

13 認知症の人をまちぐるみで支える取組

地域ケアプラザ、商店、駅、交番などとも連携し、認知症の人をまちぐるみで支援する取組を進めます。

(1) 認知症の人や家族を地域で支える仕組みづくり

- ・認知症の人、その家族が住みなれた地域で安心して暮らせるように、認知症高齢者を地域で支えるネットワークシステムの構築に取り組みます。
- ・区社協は、立ち上げ支援、活動費を補助する助成金の交付等により、地域住民が行う認知症高齢者を支える仕組みづくりを支援します。

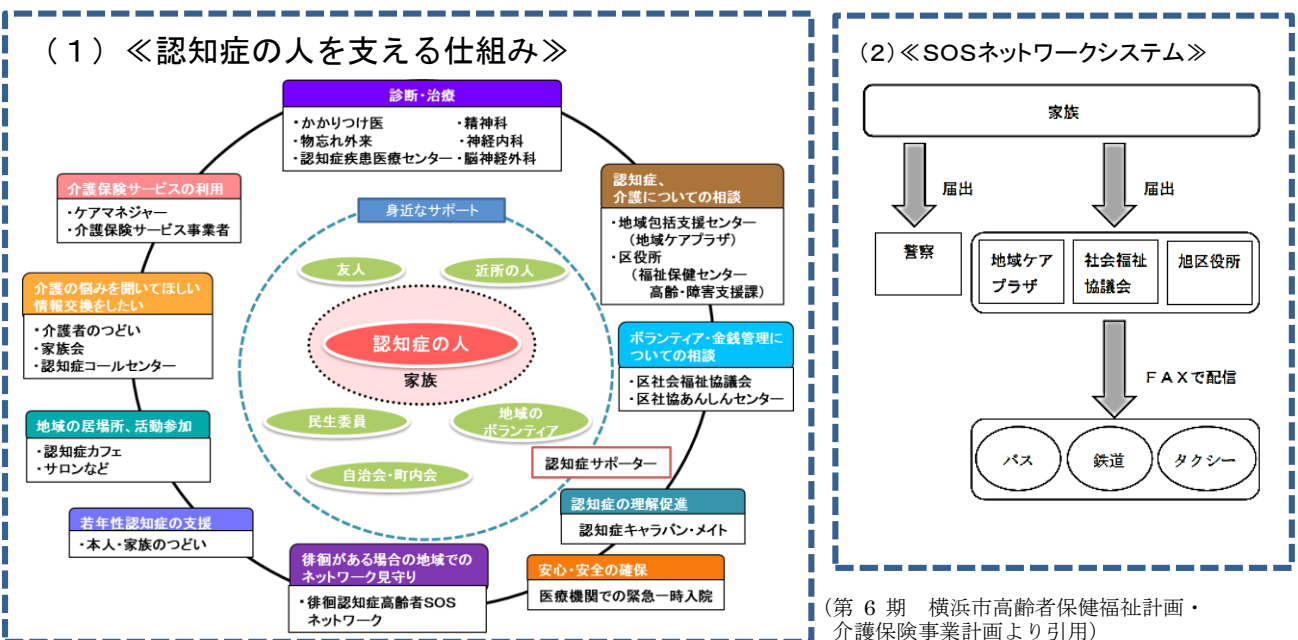
(2) SOSネットワークシステム等の充実・強化

① 認知症をみんなで支える地域支援連絡会の開催

- ・医療関係者や介護事業関係者、警察署、消防署、交通機関、商店、地域のボランティア、民生委員、保健活動推進員等が参加する「認知症をみんなで支える地域支援連絡会」を開催し、認知症の人の支援に関する地域課題の把握、解決に向けた支援体制を構築します。

② 旭区徘徊SOSネットワークシステムの拡充

- ・区役所は、認知症の人への声かけや警察への連絡などに協力する協賛店を増やすため、地域や企業等に認知症の人の理解と協力を求めています。
- ・区役所は、地域ケアプラザ等と連携して、あさひ安全・安心かわら版を活用し、認知症で行方不明となった人の詳細な情報のメール配信や協力を呼びかけることで早期発見に寄与し、地域の見守りの目を増やしていきます。
- ・行方不明者が出た際に、家族が警察や地域ケアプラザ、区役所に届け出ることで、行方不明者の具体的な情報が近隣の自治体、交通機関等にFAXで配信される等、早期発見につながるような仕組みづくりができるように検討します。
- ・家族が近隣住民に認知症という病気を隠さず、困ったときには「助けて」と言える地域の関係づくりを支援します。



## 1 4 権利が侵されやすい人々への権利擁護の推進

障がいのある方や認知症の人など、権利擁護が必要な人々が地域で暮らしていることを意識し合い、地域での見守りとともに専門性のある権利擁護事業の推進が必要になっています。

### (1) 必要性のある方の権利擁護の支援

- ・区社協は、あんしんセンター事業を通じた関係機関・専門職団体との連携により当事者を守り支援する仕組みづくりを行い、後見的支援制度を実施する運営団体と連携し、権利擁護が必要な対象者の支援を行います。
- ・区役所・区社協・地域包括支援センターは、自ら金銭管理や財産管理が困難な場合には、契約に基づくサービスの情報提供や弁護士、司法書士、行政書士等関係機関と連携し、後見人を受任してもらえるよう調整を図る等、成年後見制度の申立てを支援します。
- ・区役所は、後見人の設定が難しい場合にはNPO法人等で金銭管理をしている団体を紹介し支援へつなげます。
- ・区社協は、地区社協や民生委員、ボランティア団体との連携、区社協の各種事業を通じて、制度の利用を必要とする人を早期に発見できる体制づくりを行います。
- ・区役所は、児童、高齢者、障がいのある方の権利擁護に関する適切な知識等の広報・啓発を進め、通報義務や通報窓口を周知し、虐待防止に向けた地域のネットワーク構築に取り組みます。
- ・区役所は、区内で発生した虐待事例について、状況に応じて弁護士や臨床心理士、社会福祉士等の専門家の助言をもとに対応する等、子どもの人権を守ります。

### (2) 権利擁護についての広報・周知

- ・地域ケアプラザは、区社協や区役所等の関係機関と連携し、権利擁護の必要性や重要性等を認識してもらえる講演会を開催します。
- ・区社協は、あんしんセンター事業の実施や成年後見制度の地域への普及啓発を行います。
- ・区役所は、多くの住民が参加するイベント等の機会をとらえ、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある方への虐待防止の取組について区民に広く周知します。
- ・区役所は、関係機関・団体に対して、市内外で起きた児童虐待の重篤事例や国・市の取組等、最新情報の提供を行います。

### (3) 市民後見人の育成・活動支援および制度の普及啓発

- ・旭区成年後見サポートネット等を活用し、区役所、区社協、地域ケアプラザが連携した事例検討や情報交換を実施し、市民後見人の活動をサポートする体制を構築します。
- ・区社協は、地域の社会資源についての情報提供等、市社協と協力して市民後見人の養成を行うとともに、実習の受入れなどを通じて育成を実施します。
- ・市社協と連携し、後見業務の質の向上を図るために、市民後見人が相互に支え合う団体の組織化および活動を支援します。
- ・市民後見人の制度、住民による後見活動の意義を広くPRし、制度の認知度を高められるような広報に取り組みます。
- ・地域の中で、市民後見人と近隣住民とが連携し、見守り支えあう体制をつくるために幅広い啓発活動を展開します。

## 15 平常時の取組

災害時に備え、福祉施設や学校など地域にある社会資源の活用を図るとともに、平常時から地域で助け合う関係づくりを進めます。

### (1) 要援護者等の把握及び支援体制の構築

#### ① 要援護者の把握

- ・日頃からあいさつや声かけを励行し、地域で支え合う環境をつくります。
- ・安否確認方法や支援方法、情報伝達の方法などをご近所同士で話し合い共有します。
- ・要援護者の情報や、救助活動に必要な資機材を取り扱える方の情報の整理を進めます。
- ・地域で活動する人・団体の連絡会等を開催し、地域課題や心配な方の情報を共有します。
- ・旭区地域自立支援協議会では、もしもの時に自分の特徴を伝え、手助けをしてもらうプロフィールカードを作成し普及に取り組みます。
- ・地域で話し合った進め方で対象者への働きかけを行い、いざという時に備えて顔の見える関係づくりを行います。
- ・障がいがあっても地域で暮らし相互に援助できるために、さまざまな障がい特性を理解する取組を進めます。
- ・区社協は、災害が起きたときに地域住民が孤立せずに地域活動の担い手や参加者として関わられるよう、地域活動への日頃からの参加について普及啓発を行います。

#### ② 要援護者支援体制の充実

- ・区役所は、災害時要援護者支援事業を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの必要性を伝え、顔の見える関係づくりを推進します。
- ・区役所は、他の地域の要援護者支援の取組をまとめ情報提供することで、各地区の災害時要援護者支援の取組を支援します。

### (2) 避難場所の開設準備

#### ① 特別避難場所開設等の準備・防災訓練

- ・特別避難場所における防災対策の取組として、施設職員を対象に緊急事態に即対応できる訓練を実施します。
- ・地域ケアプラザは、応急備蓄物資の在庫確認等、特別避難場所の開設準備体制づくりを行います。
- ・区内にあるすべての特別避難場所の開設、運営が円滑に行えるように訓練を実施します。
- ・区社協は、災害ボランティアセンターの運営がスムーズに行われるよう、行政や地域防災拠点等との連携を強化します。
- ・地域の福祉施設は、地域の防災訓練に参加し顔の見える関係を築くとともに、地域での避難生活を円滑化するための理解や協力関係を深めます。

#### ② 一般避難場所における衛生面での取組

- ・トイレの衛生や水が使用できない時の手指衛生等の災害時の衛生対策について、避難所で掲示する衛生パネルの配布を通じて啓発を実施します。
- ・ペットの飼い主に対して、ペット同行避難訓練等の災害時のペット対策についての啓発を実施します。

## 16 災害時の取組

災害時には、自治会町内会をはじめとした自主防災組織等が中心になって、いざという時に地域防災拠点の学校、特別避難場所となる福祉施設、物資提供の協定を結んだ企業・施設・団体と連携し、災害を乗り越える体制をつくります。

### (1) 要援護者等の支援

#### ① 災害弱者に配慮した対応

- ・災害情報の伝達や安否の確認、救出の援護等、要援護者が安全に避難できるようにご近所同士が助け合い、避難の誘導を行います。
- ・区役所は、地域等と連携して特別避難場所で受け入れる要援護者を適切に判断し、特別避難場所の速やかな開設と運営を実施します。
- ・地域ケアプラザ等は、特別避難場所を開設し、地域防災拠点、区役所と連携して要援護者の受け入れを行います。
- ・各地域防災拠点では、子ども連れや女性、障がいのある方等、それぞれの特性にあった場づくりの対応を心がけます。

#### ② 要援護者の安否確認・支援

- ・地域ケアプラザや福祉施設等は、利用者の安否確認を円滑かつ迅速に行います。
- ・区役所は、災害救助機関等の求めに応じて、災害時要援護者名簿をもとにすべての要援護者の情報を提供します。
- ・区役所は、避難していない要援護者の安否確認や救助活動を実施するために、地域等と連携して地域防災拠点ごとに避難状況を確認します。

#### ③ ボランティアの受入れ

- ・区社協は、災害ボランティアセンターを設置・運営し、要援護者などの支援を行うためのボランティアの受け入れ、コーディネートを実施します。
- ・区社協は、総合相談窓口を設置し、ボランティアニーズをはじめ様々な相談を受けとめ、解決に必要な支援につなげていきます。
- ・区社協は、旭区地域自立支援協議会のネットワークを通じて障がいのある方に対応できる支援者を募ります。

#### (1) 《災害ボランティアセンター》

「災害ボランティアセンター」は大規模災害時に区社協が中心となり設置し、ボランティアのコーディネートを行います。災害ボランティアコーディネーターは全国各地から駆けつける災害ボランティアの受入れや派遣などの調整を行います。

災害発生時に備えて災害ボランティアコーディネーターの養成講座や会員研修会、シュミレーション訓練の開催や災害ボランティア連絡会の活動などの普及・啓発も行っています。

※災害ボランティアは風水害、地震、津波などの災害時に、被災地で復旧・復興活動を行うボランティアです。





## 17 困難を抱える青少年の支援

生活に困難を抱える青少年に対して学習支援や就労支援を行い、将来にわたって自立した生活を営む力を育みます。

### (1) 困難を抱える青少年の学習支援

#### ① 学習支援事業の推進

- ・区役所は、寄り添い型学習支援等事業「あさひ教室」を推進し、生活に困難を抱える世帯の青少年の高校進学支援、高校進学後のサポートを行います。
- ・区社協は、生活福祉資金貸付制度等により、生活に困難を抱える世帯の青少年の進学の機会を広げる支援を実施します。

#### ② 学習支援ボランティアの育成

- ・地域ケアプラザは、ユースプラザと連携して生活に困難を抱える青少年の学習支援を行うボランティアの育成を実施します。
- ・区社協は、生活に困難を抱える世帯の児童・生徒を対象としたボランティアの育成や学習支援団体の立ち上げ支援、活動場所の提供、活動費の助成等による支援を行います。

### (2) 困難を抱える青少年の居場所づくり

- ・地域ケアプラザは、様々なボランティア活動の紹介を行い、閉じこもり傾向にある青少年に外出の機会を提供します。
- ・地域ケアプラザは、ユースプラザと連携して閉じこもり傾向にある青少年向けの自立支援プログラムを実施します。

### (3) 困難を抱える青少年の就労支援

#### ① 就労準備支援事業等の実施

- ・地域ケアプラザは、生活に困難を抱える青少年を対象とする就労体験を実施します。
- ・区役所は、健康福祉局が実施している「横浜市就労準備支援事業」やこども青少年局の事業である「よこはま型若者自立塾」、社会福祉法人等と連携した中間的就労の場づくりを通じて、引きこもり等で就労経験の少ない若者に対する自立支援を実施します。

#### ② 社会復帰をめざす青少年のサポート団体の支援

- ・区社協は、保護司会、更生保護女性会等の事務局運営を円滑に推進するとともに、区社協事業との連携を図りながら社会復帰をめざす青少年をサポートする団体の活動を支援します。

#### (1) 《あさひ教室》

旭区では、経済的に困窮している世帯等の中学生を対象に、将来にわたり健康で自立した生活を営む力を育むことを目的として、平成24年11月から週2回、平日の放課後に、主に高校進学を支援する「あさひ教室」を運営しています。

少人数制で、現役大学生や教員経験のある方が勉強を教えています。



## 18 生活に困難を抱える方に対する支援の充実

複合的な課題を抱え、生活に困難を抱える方を就労につなげる等、自立した生活を営めるような支援を充実します。

### (1) 一般就労に結びつかない人への支援

#### ① 相談体制の強化

- ・区役所は、生活困窮者自立支援事業における区の相談体制強化を図り、多様で複合的な課題を抱え生活に困難を抱える方に対して包括的、総合的な支援を実施します。
- ・地域ケアプラザは、民生委員や行政の生活支援相談窓口と連携を進め情報共有を密にし、生活に困難を抱える方の状況把握を行い適切な支援につなげます。

#### ② 中間的就労の場の確保

- ・区社協は、会員施設や団体と連携して、就労経験の少ない人たちに就労を体験できる場を提供します。
- ・区役所は、区内の社会福祉法人や民間団体との連携を図り、多様な中間的就労の場を提供してもらえるよう働きかけます。

#### ③ 福祉的就労の支援

- ・区役所は、障がいのある方の就労の場や日中活動の場を確保するための個別支援を行うとともに、障害者優先調達推進法に基づき、可能な限り障がい事業所に業務の委託や物品の購入を進めます。
- ・区役所は、庁舎内で障がい事業所が自主製品を販売するための場所を確保し、障がい事業所の活動を広く区民に周知します。
- ・旭区地域自立支援協議会では、あっぱれフェスタや地域生活支援フォーラムなどのイベント開催に合わせて、障がい事業所の自主製品販売をPRし、販売機会の確保や販路拡大等に取り組みます。

### (2) 買い物や移動が困難な人への支援

- ・旭区は丘陵地が多く、高齢化に伴い自力での歩行や移動が困難になる方が増えることから、ホームヘルパーによる買い物・通院介助を行うほか、地域のボランティアを増やし、買い物や通院同行の支援を行います。

### (3) ごみ問題で生活に困難を抱えている人への支援

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザが連携して、ごみ問題で生活に困難を抱える方に対して、問題の原因となる状況を本人とともに考え、解決に向けた支援を実施します。
- ・区役所は、高齢者や障がいのある方等でごみ出しが困難な方については、資源循環局旭事務所と連携したふれあい収集を積極的に活用するよう働きかけ、近隣の地域住民の理解を得られるように周知啓発を行います。